

輸 入 溶 接 検 査 終 了 証

原規規発第 2111174 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 殿

令和3年7月26日付け廃炉発官R3第52号（令和3年9月10日付け廃炉発官R3第86号及び令和3年10月1日付け廃炉発官R3第113号をもって申請の内容を変更する届出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第33条の規定に基づき、終了とします。

令和3年11月17日

原子力規制委員会